

シンポジウム 1

少年非行と発達臨床

発達障害の視点からみた少年非行の予防

小栗正幸 (鳥取少年鑑別所)

I. 緒言

私は法務省所属の心理技官（法務技官）として、少年鑑別所に入所してくる非行少年の資質鑑別に従事している。また、そうした本来の業務以外に、発達障害のある子どもたちや、その保護者への支援活動のお手伝いをさせていただいている。本シンポジウムでは、発達障害をキーワードとして、少年非行の予防について述べることを求められたが、専門業務として非行少年と接してきた経験から得たものと、発達障害児やその保護者への支援活動から学んだものを中心に、日ごろ私が考えていることをお伝えしたいと思う。

II. 発達障害と二次障害

発達障害のある子どもは、乳幼児期の母子関係（愛着）の形成、幼稚園での集団行動、小学校での勉強や学級内での友達関係、中学校での学力、友情、恋愛など、それぞれの年齢に期待される発達課題にうまく対処できないことが多い。発達課題への対処能力の不足は、行き詰まりや挫折の原因となり、そこから発現する多彩な症状を、われわれは発達障害の二次障害と呼んでいる。要するに、発達障害の根幹的な症状は、中枢神経系の何らかの機能不全によって引き起こされるが、発達の課題への対処能力の不足から生じる自己評価の低下、無気力、抑うつ、心身症、あるいは反抗・挑戦的な言動、不登校、非行などについては、周囲の無理解などを軸にした、環境起源の問題としてとらえることができるのである。換言すれば、二次障害の

発症を予防できれば非行化の問題も消去でき、たとえすでに非行などの社会的逸脱が発現していても、逸脱行動を強化してきた環境要因を操作することによって、彼らへの指導の糸口が開かれることになる。

III. 二次障害予防の有効な戦略

米国での複数の研究や指導実践には、二次障害予防に必要な戦略や、すでに非行化した子どもへの有効な指導法が示されている。その概略を紹介すると、対象児個人の変化を狙った指導プログラムより、対象児が行き詰まっている教室とか学校の風潮や状態を改善し、家庭も含めて生活環境全般を対象児にわかりやすく（構造化）すること、保護者と学校の教師を教育のパートナーととらえ、必要な保護者訓練と教師訓練を行うこと、子どもの特性に応じた教材開発や、子どもの教育的ニーズに対応できるようデザインされた教室での共同学習などが有効である。その一方で、同じ共同学習であっても、グループカウンスリングやピアグループのように、自由度の高さやフリーフレームによる指導を重視した教育方針を選択すると、十分な指導効果が期待できないばかりか、状態像を悪化させるおそれがある。

また、対象児の個人的変化を狙った指導プログラムを適用する場合でも、やはり指導のフレームが不明確なものは状態像を悪化させやすい。一見指導のフレームが明確であっても、賞罰だけを強化刺激に用いたり、ショックを与えるような手法（ある種の威嚇）には効果が期待できない。特に、フリーフレームによる指導

が前提になる来談者中心療法のようなカウンセリングは、効果に乏しいか、さらに状態像を悪化させる。

一方、対象児個人に働き掛け、なおかつ効果のある指導法には、対人関係スキルの改善プログラム、社会適応訓練、問題解決に直結する指導プログラム、運動関係のスキル訓練などが挙げられている。

具体的な指導のためのプログラムの内容としては、対象児の認知、感情、行動などの特性をアセスメントしたうえで、行動観察に基づく実証的な指導を行うこと、認知行動療法や、応用行動分析をベースにした指導を行うこと、特に対象児の学習スタイルを尊重した指導を行うことが重要で、学力面での支援や、社会適応能力、感情調整能力などの改善に目標を置き、個別的教育計画（IEP）によってデザインされているものが有効である。

これらは、米国による研究の概要であるが、われわれの研究チームが、日本の非行少年の指導に適用した場合にも、ほぼ同様の結果が得られている。われわれの研究チームが行っている方法には、この他に、徹底的な栄養管理（肉を減らして魚を増やし、繊維質の野菜、胡麻・豆類の摂取など）や、食に見合った運動面の指導、感覚統合訓練、集団での達成感を高めさせる教育場面の運営などがあるが、詳細は参考文献を参照願いたい。

IV. 実際場面での支援

私は、意のある専門家と協力して、発達障害児や、その保護者への教育的支援に携わってきたが、支援の主要な領域は、教科学習に関する支援、ソーシャルスキル獲得への支援、就労に関する支援、そして保護者への子育て支援などである。こうした支援の究極の目的は、二次障害の発症を予防することであり、非行関連の予防もその中に含まれる。ここで、「非行化」とせず、「非行関連」としたのは理由がある。すなわち、早期から必要な支援を受けてきた子どもたちには、少なくとも非行化など、犯罪の加害者になる危険性はかなりの程度軽減させることが可能であるが、街頭での悪徳セールスや、性風俗を含むインターネット関連の刺激に巻き

込まれ、要するに犯罪の被害者になる危険性のほうは、必ずしも低下しないからである。それはさておき、私自身が支援に際して心掛けていることを述べてみよう。

1. 子どもの生活の質を高める指導

端的に言えば、これは子どもに良い趣味を持たせ、良い友達を作らせるための支援である。実際問題として、多くの保護者からは、「子どもに趣味がなく、一人でパソコンゲームばかりしている」とか、「友達ができない」という悩みが寄せられるし、常識的に考えても、子どもが趣味を楽しみ、気の合った良い友達がいるということは、確実に子どもの生活の質を高め、二次障害予防に有効なことが明らかなからである。そこで私の指導プログラムを紹介しよう。

まず、保護者には、「子どもに、自発的に趣味を持てと言っても無理なので、子どもに好きにならせたことを、まずあなたが好きになささい」と指導する。ただ、やみくもに何かを好きになってもらっても困る。例えば、子どもには、運動に向く子もいれば、向かない子もいる。また、運動以外の趣味でも、理科系から文化系まで幅がある。自然観察や植物採集に関心を持ちそうな子もいれば、鉄道とか飛行機、あるいは歴史に関心を持ちそうな子もいるのである。そこでまず、子どもの指向性をアセスメントすることから始める。次に親がそれを好きになり（好きになったふりでも構わない）、ファシリテーターの役割を演じる。これだけではまだ不十分である。発達障害のある子どもは、放っておくと友達関係から孤立することが多い。したがって、子どもに何かの趣味を持たせようとするなら、同じような趣味の集まり、例えば鉄道であれば、鉄道同好会のような場所に連れて行くようにする。そうすると、そうした場所には、必ずよく似た子どもを連れてきている親がいるので、まず親同士が友達になり、次に子ども同士を友達にさせるというプロセスを踏むようにする。これくらいの手間を掛けないと、発達障害のある子どもの趣味や友達関係は、なかなか根付いたものになりにくい。

2. 生活管理能力を育てる指導

生活管理能力を育てることは、将来の就労に結び付く重要な課題である。その場合、特に社会的な場面での生活管理能力を高める最も効果的な指導の出発点は、「お小遣い」を自己管理する力を育てることである。しかしながら、そうしたいと願いながら、保護者が一番失敗しやすいのも、実はこの「お小遣い」の自己管理指導なのである。それでは、保護者はなぜ小遣い管理の指導に失敗しやすいのであろうか。その原因のほとんどは、小学校低学年の段階から、週に1回とか、月に1回の小遣いを与えることによる失敗である。

もう少し具体的に書くとすれば、発達障害のある子どもは、親からお小遣いをもらっても、まったく使わない（使えない）か、もらった分だけその場でパッと使ってしまうかのどちらかになることが多い。問題になるのは主として後者だが、1週間とか、1か月のスパンで経済管理を行うことは、サラ金等からの多重債務に陥る人の例を挙げるまでもなく、通常の大人であつても相当高度なスキルを必要とすることを思い浮かべてほしい。

そこで、小遣い管理の指導プログラムである。まず、最初の小遣いは日給制から開始するのが鉄則である。例えば1日100円の小遣いだとすれば、大切なことはそのうち10円を翌日に残せるかどうかということである。もし10円を残せたら、子どもには大きな花マルを与えるが、それだけでは不十分で、さらに10円のボーナスを与えるようにする。そうすると、仮に子どもが1週間続けて花マルをもらえば、70円の貯金と70円のボーナスがあり、計140円を残せたことになる。この感覚を徹底的に教え込むようにする。それだけではまだ不十分であり、子どもには小遣い帳をつけさせるようにする。小遣い帳による指導が有効なことは、大抵の保護者もご存知だが、同時にこれによって指導に失敗されるケースが非常に多い。なぜなら、小遣い帳の指導が、あまりに強迫的に行われることが多いからである。つまり、発達障害のある子どもに小遣い帳をつけさせると、1銭も使わない子どもの場合は別にして、必ず「使途不明金」が出てくる。出納簿の帳尻が合わないので、1円や

2円を問題にしていると、指導する側も指導される側もストレスが高まるだけで、ろくなことが起こらない。例えば500円の小遣いであれば、100円程度の使途不明金は標準誤差の範囲ととらえ、子どもに花マルを与えて、肯定的にフィードバックする。そうすると、子どもは金銭出納状態の記録より、それを母親に見せることを目的に小遣い帳をつけ始めるが、最初はそれで十分である。とにかく小遣い帳をつける行動を習慣化させ、少しずつ金銭感覚の学習を進めた方がよい。注意すべきことは、週給制や月給制への移行を急がないことであり、発達障害がある場合には、30歳くらいまでに月給制への移行が完了していれば大成功と考え、気長に取り組むようにする。

3. その他の指導プログラム

子どもが思春期になると、保護者は性への対応に頭を悩ませることが多い。特に発達障害があると、思春期に性への固執が生じることがあり、事態はなかなか深刻である。しかしながら、図式的に考えると、発達障害のある子どもに性への固執が起こる場合には、実は一見したところ性とは無関係の場面で、彼らが行き詰まっていることが非常に多い。子どもの性行動が問題になると、どうしても保護者は慌ててしまうが、だからといって、周囲があまりに性行動への注目を高め過ぎると、かえって特定の固執を強化してしまうという問題が出てくる。そうした危機的な場面で重視すべきことは、先に述べたような「子どもの生活の質を高める指導」や、「生活管理能力を育てる指導」がうまく機能しているかどうかである。子どもが周囲の状況をわかりやすく感じ、日常生活が満たされていれば、通常はそれほど心配になる行動は起こらないものである。この他にも、子どもを勉強嫌いにさせないとか、他人の話を聞くスキルを育てる指導、自己主張のスキルを育てる指導など、必要なことが山ほどあり、発達障害のある子どもへの子育ては非常に多忙なものになる。こうした子育ての状況は、まかり間違うと保護者から子育てへの余裕を奪うことにつながりかねない。余裕を奪われた子育てから起こる最大の悲劇が児童虐待であることは自明であり、この事態だ

けは何としても避けなければならない。私が、子どもたちや保護者にかかわるとき、最も留意していることを一つだけ挙げると言われれば、躊躇なく、「保護者に元気になってもらうこと」と答える。保護者が子育てを楽しむ余裕、これは子どもの非行化防止を含め、あらゆる二次障害の発症を予防するための究極の力だからである。その一方で、われわれ専門家には、子どもや保護者が、今日から無理なく着手できる指導目標を示すことと、それを子どもの社会的な自立へと結びつけるようにデザインする力が求められる。私はこうした両者の力が、非行化予防最強・最善の方策につながると考えている。

V. おわりに

以上のとおり、二次障害予防の観点から、非行化防止の方策について述べてきた。ところで、私が現在取り組んでいる課題の一つに、学校や

専門機関に対して協力的になれない保護者への支援プログラムに関する研究がある。彼らこそ、「話にならない親だ」と評価され、支援のサークルから切り捨てられてきた人たちだからだ。少年非行の問題を考えると、こうした保護者をいかにして支援のサークルに招き入れるかは、極めて重要な課題になってくる。難しいテーマであることは最初からわかっているが、だからこそ、これは本気で取り組まねばならない究極の支援プログラムだと思っている。私は、この難問と一緒に取り組んでいただける共同研究者を募っており、意のある専門家はぜひともご一報願いたい。

参考文献

品川裕香. 心からのごめんなさいへ (一人ひとりの個性に合わせた教育を導入した少年院の挑戦). 中央法規 2005.